

国民の世論と運動で、「社会保障・税一体改革」をやめさせ、社会保障拡充への転換を！

# ほっかいどうの社会保障

2014年2月7日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

## だれもが必要な医療が受けられる国保制度に！

### 急増する差押え問題で税理士が講演 地域社保協交流集会

道内でも国保の差押えが広がっています【全道-7年間で2.7倍 2005年(6681件)→2012年(17951件)】。地域社保協交流集会(1/19)で、元トッカン(特別国税徴収官)の本田秀行税理士が「問われる徴収行政の在り方と租税徴収手続き」をテーマに講演しました。集会では、高すぎる保険料問題、一部負担金の減免問題でも意見交換しました。



本田氏は、「国税徴収法が諸悪の根元」、下敷きは、反動的、強権的な明治憲法下の旧国税徴収法で、同法の3つの問題点【①自力執行権を認めている(裁判必要ない)、②国税・租税債権が優先(給与債権より優先)、③幅広い裁量権(担当者で違う)】を踏まえたとりくみが必要と指摘。国保税

や料も、法文上、「国税徴収法」を前提としていると説明しました。

今後は、法的分納や猶予【納税の猶予、換価の猶予】の活用、生活困難による執行停止などの対応を説明。鳥取地裁判決(預金に振り込まれた差押え禁止財産・児童手当の差押えは違法)の意義にも触れ、今後、大滞納時代が予想されるが、事例に合わせた具体的な対応とともに、滞納者の権利を、憲法の生存権を保障する立場から構築していくことも必要と締めくくりました。



左写真は、本田氏が紹介した書籍です『差押え 実践・滞納処分の対処法』

## 釧路市近郊でも差押えの相談相次ぐ 連続学習会

釧路市や近郊でも差押えが増えています。1月25日(土)、釧路民商などが、「滞納処分問題」を考える連続学習会を開きました。1回目は、「役所があなたの給与・預貯金を差し押さえます！」と題して、今 瞭美弁護士が講演しました。実際、民商に相談された事例も紹介され、今後の取り組みについて話し合いました。

### 滞納整理機構から「差押えますよ」 役場は、病気でも資格証明書を解除しない



Aさん(出稼ぎ中・妻は無職)から12月、釧路民商に相談がありました。国保税、住民税などを滞納、過年度分は、釧路・根室広域地方税滞納整理機構と毎月2万円支払う約束していました(当初は月5千円でしたが努力して2万円に増やしました)。しかし、家計が厳しくなり、3ヵ月納付できませんでした。妻は、体調悪く、「病院に行きたいが、保険証がないので(資格証明書)、医療費のため、支払いを待ってほしい」と相談すると、機構から「差押えますよ」と言われました。また、「保険証を発行してほしい」と相談すると、「自治体に相談してください」と言われます。

自治体に、相談すると、「未納になっている3ヵ月分(6万円)を、1月から3月は4万円ずつ納付する納付計画書にサインしないと、発行しない」と言われたそうです。

→ 民商が役場と交渉すると、保険証は交付され、月4万円の納付分の話もなくなったそうです。

### 北見市では、国保をよくする会が学習会

### 二宮厚美氏が講演

1月24日、北見市の国保をよくする会は、二宮厚美氏を迎え、学習会を開き、会場いっぱい約100名の市民が参加しました。二宮氏は、「解釈改憲は9条だけでなく25条(生存権)についても行おうとしている」と安倍政権の社会保障制度改革を批判。北見市の国保料の高さにも触れ「加入者などは、負担を上げる市に対し、権利を侵害しないよう訴えるべきだ」と市民運動を呼びかけました。参加者から「正しいことを知り、広めていくことが大切であることを改めて実感した」など感想が寄せられました。



2月23日(日) 10:00~ 安心できる介護制度の実現を求める市民集会  
かでる2.7ホール 13:30~ いのちとくらしを壊す政治に怒る総決起集会